## 秦野市墓地等の経営の許可等に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、秦野市墓地等の経営の許可等に関する条例(平成24年 秦野市条例第8号。以下「条例」という。)の施行について必要な事項を定 める。

(定義)

第2条 この規則において使用する用語の意義は、墓地、埋葬等に関する法律 (昭和23年法律第48号)の例による。

(事前協議)

- 第3条 条例第4条第1項に規定する規則で定める協議書は、墓地等経営計画 事前協議書(第1号様式)とする。
- 2 条例第4条第1項第4号に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項 とする。
- (1) 標識の設置予定年月日
- (2) 説明会の開催予定年月日
- (3) 墓地等経営許可申請書を提出する予定の日(以下「申請予定日」という。)
- (4) 工事の着手予定年月日
- (5) 工事の完了予定年月日
- (6) その他市長が必要と認める事項
- 3 墓地等経営計画事前協議書には、次に掲げる書類(墓地等の経営の許可 (以下「経営許可」という。)を受けようとする者が地方公共団体である場合にあっては、第8号に掲げる書類を除く。)を添付しなければならない。
- (1) 墓地等の土地の登記事項証明書
- (2) 墓地等の設計図
- (3) 墓地等の付近の見取図
- (4) 墓地等を経営しようとする理由を記載した書類
- (5) 墓地等の土地及び隣接地の公図の写し
- (6) 宗教法人又は公益法人の登記事項証明書

- (7) 宗教法人法(昭和26年法律第126号)第12条第1項に規定する宗 教法人の規則又は公益法人の定款
- (8) 次に掲げる区分に応じ、墓地等経営計画事前協議書を提出する日の属する年度からそれぞれに定める期間に係る墓地等経営計画の収支見込書及び資金計画書
  - ア 墓地 10年間
  - イ 納骨堂及び火葬場 5年間
- (9) 都市計画法施行規則(昭和44年建設省令第49号)第16条第4項に 規定する土地利用計画図
- (10) 都市計画法施行規則第16条第4項に規定する排水施設計画平面図
- (11) 道路境界査定図の写し
- (12) 条例第10条第3号ただし書の規定に該当して、駐車場の一部をその計画敷地外の近隣に設けるときは、その駐車場の設計図及び付近の見取図
- (13) その他市長が必要と認める書類
- 4 条例第4条第3項に規定する墓地等経営計画事前協議確認通知書は、第2 号様式とする。

(経営計画の周知)

- 第4条 条例第5条に規定する規則で定める日は、次に掲げる日とする。
  - (1) 標識の設置にあっては、申請予定日の90日前の日
  - (2) 説明会の開催にあっては、申請予定日の60日前の日
- 2 条例第5条第1号に規定する標識は、第3号様式とする。
- 3 条例第5条第2号に規定する規則で定めるものは、計画敷地の隣地境界線からの水平距離が最短で110メートル(火葬場にあっては、300メートル)以内の土地の所有者、賃借権その他によりその土地を使用する権利を有する者並びに人家の住民、所有者又はその管理責任者とする。
- 4 条例第5条第2号に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。
- (1) 開催日時
- (2) 開催場所
- (3) 開催者側の出席者の氏名及び役職名
- (4) 近隣住民等の出席者数
- (5) 近隣住民等の意見
- (6) その他市長が必要と認める事項

5 条例第5条第2号に規定する報告は、説明会開催状況報告書(第4号様式)により行うものとする。

(近隣住民等との協議)

第5条 条例第6条に規定する規則で定める日は、申請予定日の30日前の日とする。

(経営許可)

- 第6条 条例第8条第1項に規定する規則で定める申請書は、墓地等経営許可申請書(第5号様式)とする。
- 2 条例第8条第1項第2号に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項 とする。
- (1) 工事の着手予定年月日
- (2) 工事の完了予定年月日
- (3) 墓地等の管理者の住所及び氏名
- 3 墓地等経営許可申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。 ただし、市長が、市民の宗教的感情に適合し、かつ、公衆衛生その他公共の 福祉の見地から支障がないと認めるときは、添付すべき書類の一部を省略す ることができる。
- (1) 宗教法人又は公益法人の意思決定機関において墓地等の経営を行うことを決定したときの議事録の写し
- (2) 第3条第3項第1号から第13号までに掲げる書類(経営許可を受けようとする者が地方公共団体である場合にあっては、同項第8号に掲げる書類を除く。)
- (3) 墓地等の経営に当たり、宗教法人法第5条第2項第2号及び第3号に規定する宗教法人を包含する宗教法人の承認が必要な宗教法人にあっては、承認書の写し
- (4) 条例第6条に規定する近隣住民等との協議を行ったときは、その協議内容等を記載した協議内容等報告書(第6号様式)
- (5) 次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれの各号に定める書類
  - ア 墓地等の設置場所が、抵当権の設定等がなされていない土地であって、 経営許可を受けようとする者が、経営許可の日から所有権を取得する予 定のものである場合 所有権の移転が行われることを証する書類
  - イ 墓地等の設置場所が、経営許可を受けようとする者の所有する土地で あって、その土地に設定されている抵当権の登記が、経営許可の日から

抹消される予定のものである場合 抵当権の登記が抹消されることを証 する書類

- ウ 次条第1項の規定に該当して設置場所の特例の適用を受けようとする場合であって、墓地等の設置場所の土地の所有者が、経営許可の日から経営許可を受けようとする者のため、墓地等のために使用する目的の地上権を設定する予定のものであるとき、墓地等の設置場所の土地の所有者が、経営許可を受けようとする者のため、墓地等のために使用する目的の地上権を設定することを証する書類
- (6) その他市長が必要と認める書類
- 4 条例第8条第2項に規定する規則で定める通知書は、墓地等経営許可(不 許可)決定通知書(第7号様式)とする。
- 5 市長は、許可又は不許可の審査に当たり、墓地等の経営の永続性が確保されることを考慮するものとする。

(設置場所の基準)

- 第7条 条例第9条第1号ただし書に規定する規則で定める事項は、墓地等の設置場所の土地の所有者が、経営許可を受けようとする者のため、その土地 (経営許可を受けようとする墓地の墳墓を設ける区域 (納骨堂及び火葬場にあってはその建物の敷地)を除く。) に墓地等のために使用する目的の地上権を設定する土地であることとする。
- 2 条例第9条第2号に規定する規則で定める距離は、次の各号に掲げる区分 に応じ、それぞれの各号に定めるところによる。
- (1) 墓地及び納骨堂 その隣地境界線と人家の隣地境界線との最短の水平距離が50メートル (死体を埋葬する墓地にあっては110メートル)
- (2) 墓地及び納骨堂 その隣地境界線と次に掲げる施設等の隣地境界線との 最短の水平距離が110メートル
  - ア 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校
  - イ 医療法(昭和23年法律第205号)第1条の5第1項及び第2項に 規定する病院及び診療所(患者を入院させるための施設を有するものに 限る。)
  - ウ 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第7条第1項に規定する児 童福祉施設
  - エ 介護保険法(平成9年法律第123号)第8条第27項に規定する介 護老人保健施設

- オ 老人福祉法 (昭和38年法律第133号) 第5条の3に規定する老人 福祉施設
- (3) 火葬場 その隣地境界線と人家又は人が使用している建物の隣地境界線との最短の水平距離が 300メートル
- 3 条例第9条第3号に規定する規則で定める幅員は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれの各号に定めるところによる。ただし、市長が、交通安全上支障がないと認めるときは、この限りでない。
- (1) 計画敷地に接する道路 4. 7メートル
- (2) 前号の道路と周辺の整備された道路との間の道路 4メートル (墓地の構造・設備の整備基準)
- 第8条 条例第10条第2号に規定する規則で定める割合は、3分の1とする。
- 2 条例第10条第2号に規定する規則で定める面積は、1平方メートルとする。
- 3 条例第10条第3号に規定する規則で定める規模以上の駐車場は、墳墓の 区画数に100分の10を乗じて得た数以上の区画数を有する駐車場とする。 ただし、市長が、近隣の土地利用の状況等により支障がないと認めるときは、 設置する区画数の30パーセントを限度として計画敷地外の近隣に設置する ことができる。
- 4 条例第10条第4号に規定する規則で定める幅員は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれの各号に定めるところによる。
- (1) 計画敷地に接する道路からその計画敷地内の駐車場に通じる車両用通路 4.7メートル
- (2) 墳墓を設ける区域内の通路 1メートル
- (3) 前号に規定するもの以外の主要な通路 1.2メートル
- 5 条例第10条第5号に規定する規則で定める割合は、別表第1のとおりと する。
- 6 条例第10条第5号に規定する規則で定める配置は、次に掲げるとおりと する。
- (1) 隣接地等外部と明確にするため、別表第2に定める墓地及び火葬場の面積の区分に応じ、同表のそれぞれの項に定める幅を有する緑地帯を敷地の外縁部に設けること。
- (2) 前号の緑地帯の内側に墳墓が見えないように障壁、垣根等を設けること。 (火葬場の構造・設備の整備基準)

- 第9条 条例第12条第2号に規定する規則で定める規模以上の駐車場は、火 葬炉の数に8を乗じて得た数以上の区画数を有する駐車場とする。
- 2 条例第12条第7号に規定する規則で定める幅員は、4.7メートルとする。
- 3 条例第12条第8号に規定する規則で定める割合は、別表第1のとおりと する。
- 4 条例第12条第8号に規定する規則で定める配置は、隣接地等外部と明確にするため、別表第2に定める墓地及び火葬場の面積の区分に応じ、同表のそれぞれの項に定める幅を有する緑地帯を敷地の外縁部に設けることとする。 (変更等の許可)
- 第10条 条例第14条第1項に規定する規則で定める数は、次の各号に掲げる経営許可を受けている墓地の区域の面積の区分に応じ、それぞれの各号に定めるところによる。
  - (1) 1~クタール未満 墓地等の変更の許可(以下「変更許可」という。) を受けようとするときに現に存する墳墓の区画数に100分の30を乗じ て得た数
  - (2) 1 ヘクタール以上 変更許可を受けようとするときに現に存する墳墓の 区画数に100分の15を乗じて得た数
- 2 条例第14条第1項に規定する規則で定める申請書は、墓地等経営変更 (廃止) 許可申請書(第8号様式) とする。
- 3 条例第14条第1項第4号に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。
- (1) 工事の着手予定年月日
- (2) 工事の完了予定年月日
- (3) 墓地等の管理者の住所及び氏名
- (4) その他市長が必要と認める事項
- 4 墓地等経営変更(廃止)許可申請書を提出するときは、墓地等の変更の場合にあっては、第1号から第10号まで(変更許可を受けようとする者が地方公共団体である場合にあっては、第9号を除く。)、第12号及び第13号に掲げる書類を、墓地等の廃止の場合にあっては、第1号、第2号、第4号から第7号まで及び第10号から第13号までに掲げる書類を添付しなければならない。ただし、市長が市民の宗教的感情に適合し、かつ、公衆衛生

その他公共の福祉の見地から支障がないと認めるときは、添付すべき書類の 一部を省略することができる。

- (1) 宗教法人又は公益法人の意思決定機関において墓地等の変更又は廃止を 行うことを決定したときの議事録の写し
- (2) 墓地等の土地の登記事項証明書
- (3) 変更に係る墓地等の設計図
- (4) 墓地等の付近の見取図
- (5) 墓地等を変更又は廃止しようとする理由を記載した書類
- (6) 墓地等の土地及びその隣接地の公図の写し
- (7) 宗教法人又は公益法人の登記事項証明書
- (8) 公益法人の定款又は宗教法人法第12条第1項に規定する宗教法人の規則
- (9) 次に掲げる区分に応じ、墓地等経営変更(廃止)許可申請書を提出する 日の属する年度からそれぞれに定める期間に係る墓地等経営計画の収支見 込書及び資金計画書
  - ア 墓地 10年間
  - イ 納骨堂及び火葬場 5年間
- (10) 墓地等の変更又は廃止に当たり、宗教法人法第5条第2項第2号及び第3号に規定する宗教法人を包含する宗教法人の承認が必要な宗教法人にあっては、承認書の写し
- (11) 改葬の内容を明らかにした書類又は埋葬及び埋蔵のない事実を証明する 書類
- (12) 次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれの各号に定める書類
  - ア 墓地等の変更に係る墓地等の設置場所が、抵当権の設定等がなされていない土地であって、変更許可を受けようとする者が、変更許可の日から所有者を取得するものである場合、所有権の移転が行われることを証する書類
  - イ 墓地等の変更に係る墓地等の設置場所が、変更許可を受けようとする 者の所有する土地であって、その土地に設定されている抵当権の登記が、 変更許可の日から抹消される予定のものである場合、抵当権の登記が抹 消されることを証する書類
  - ウ 第7条第1項の規定に該当する事項として、墓地等の変更に係る墓地 等の設置場所の土地の所有者が、変更許可の日から変更許可を受けよう

とする者のため、墓地等のために使用する目的の地上権を設定する予定のものであるとき 墓地等の変更場所の土地の所有者が、変更許可を受けようとする者のため、墓地等のために使用する目的の地上権を設定することを証する書類

- (13) その他市長が必要と認める書類
- 5 条例第14条第2項に規定する規則で定める通知書は、墓地等経営変更 (廃止)許可(不許可)決定通知書(第9号様式)とする。

(墓地等の拡張に係る準用)

- - (1) 経営許可を受けている区域の面積が1ヘクタール未満の墓地 その面積 に100分の30を乗じて得た面積
  - (2) 経営許可を受けている区域の面積が1ヘクタール以上の墓地 その面積 に100分の15を乗じて得た面積
  - (3) 納骨堂及び火葬場 経営許可を受けている施設又は敷地の面積に100 分の50を乗じて得た面積

(変更の届出)

- 第12条 条例第16条第1項の規定による届出をしようとする者は、墓地等申請事項変更届(第10号様式)を提出するものとする。
- 2 条例第16条第1項第4号に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。
- (1) 変更しようとする理由
- (2) 変更予定年月日
- (3) その他市長が必要と認める書類
- 3 墓地等申請事項変更届には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。
- (1) 宗教法人又は公益法人の意思決定機関において墓地等の申請事項の変更を行うことを決定したときの議事録の写し
- (2) 墓地等の申請事項の変更に当たり、宗教法人法第5条第2項第2号及び 第3号に規定する宗教法人を包括する宗教法人の承認が必要な宗教法人に あっては、承認書の写し
- (3) 墓地等の構造・設備の変更にあっては、施設の設計図

- (4) 墓地等の経営者の名称又は主たる事務所の所在地の変更にあっては、宗 教法人又は公益法人の登記事項証明書
- (5) その他市長が必要と認める書類

(都市計画事業等による墓地又は火葬場の新設等の届出)

- 第13条 条例第17条の規定による届出をしようとする者は、墓地(火葬場)新設(変更・廃止)届(第11号様式)を提出するものとする。
- 2 墓地(火葬場)新設(変更・廃止)届には、次の各号に掲げる区分に応じ、 それぞれの各号に定める書類(許可を受けたとみなされる者が地方公共団体 である場合にあっては、第1号キに掲げる書類を除く。)を添付しなければ ならない。ただし、市長が、市民の宗教的感情に適合し、かつ、公衆衛生そ の他公共の福祉の見地から支障がないと認めるときは、添付すべき書類の一 部を省略することができる。
- (1) 墓地又は火葬場の新設に許可があったものとみなされる場合
  - ア 墓地又は火葬場の土地の登記事項証明書
  - イ 墓地又は火葬場の設計図
  - ウ 墓地又は火葬場の付近の見取図
  - エ 墓地又は火葬場の土地及び隣接地の公図の写し
  - オ 宗教法人又は公益法人の登記事項証明書
  - カ 公益法人の定款又は宗教法人法第12条第1項に規定する宗教法人の 規則
  - キ 第3条第3項第8号に規定する期間に係る墓地等経営計画の収支見込 書及び資金計画書
  - ク 墓地又は火葬場の経営に当たり、宗教法人法第5条第2項第2号及び 第3号に規定する宗教法人を包含する宗教法人の承認が必要な宗教法人 にあっては、承認書の写し
  - ケ その他市長が必要と認める書類
- (2) 墓地又は火葬場の変更の許可があったものとみなされる場合
  - ア 前号ア及びウからキまでに掲げる書類
  - イ 変更に係る墓地又は火葬場の設計図
  - ウ 墓地又は火葬場の変更に当たり、宗教法人法第5条第2項第2号及び 第3号に規定する宗教法人を包含する宗教法人の承認が必要な宗教法人 にあっては、承認書の写し
  - エ その他市長が必要と認める書類

- (3) 墓地又は火葬場の廃止の許可があったものとみなされる場合
  - ア 第1号ア及びウからオまでに掲げる書類
  - イ 墓地又は火葬場の廃止に当たり、宗教法人法第5条第2項第2号及び 第3号に規定する宗教法人を包含する宗教法人の承認が必要な宗教法人 にあっては、承認書の写し
  - ウ 改葬の内容を明らかにした書類又は埋葬及び埋蔵のない事実を証明する書類
  - エ その他市長が必要と認める書類

(工事着手の届出)

第14条 条例第18条の規定による届出をしようとする者は、墓地等工事着 手届(第12号様式)を提出するものとする。

(工事完了の届出等)

- 第15条 条例第19条第1項の規定による届出をしようとする者は、墓地等工事完了届(第13号様式)を提出するものとする。
- 2 条例第19条第1項第5号に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。
- (1) 墓地等の使用開始予定年月日
- (2) その他市長が定める書類
- 3 墓地等工事完了届には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
- (1) 工事完了後の墓地等の土地及び建物の登記事項証明書
- (2) 工事完了後の墓地等の写真
- (3) その他市長が必要と認める書類
- 4 条例第19条第2項に規定する工事完了検査済証は、第14号様式とする。 (許可の取消し)
- 第16条 条例第20条の規定による取消しをするときは、墓地等経営(変 更)許可取消通知書(第15号様式)により行うものとする。

(秦野市墓地等調整部会)

- 第17条 事前協議に係る調整、経営許可の審査その他この条例の適正な運用 について必要な検討を行うため、庁内に秦野市墓地等調整部会を置く。
- 2 秦野市墓地等調整部会について必要な事項は、市長が別に定める。 (様式)
- 第18条 この規則の規定により使用する様式は、別表第3のとおりとし、その内容は別に定める。

附則

(施行期日)

1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。

(秦野市まちづくり条例施行規則の一部改正)

2 秦野市まちづくり条例施行規則 (平成12年秦野市規則第13号) の一部 を次のように改正する。

第13条中第7号を8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 秦野市墓地等の経営の許可等に関する条例(平成24年秦野市条例 第8号)第4条の規定に基づく協議

## 別表第1 (第8条、第9条関係)

墓地及び火葬場の面積	緑地の割合		
<b>峚地及∪八猝物</b> ♡面傾	市街化調整区域	市街化区域	
8,000平方メートル未満	20パーセント以上		
8,000平方メートル以上 10,000平方メートル未満	23パーセント以上	20パーセント以上	
10,000平方メートル以上	35パーセント以上		

## 別表第2(第8条、第9条関係)

墓地及び火葬場の面積	緑地帯の幅
1,000平方メートル以上 3,000平方メートル未満	1メートル以上
3,000平方メートル以上 10,000平方メートル未満	2メートル以上
10,000平方メートル以上	5メートル以上

備考 緑地帯も緑地面積に含める。

## 別表第3(第18条関係)

様式番号	様式の名称	関係条文
第1号様式	墓地等経営計画事前協議書	第3条
第2号様式	墓地等経営計画事前協議確認通知書	第3条
第3号様式	標識	第4条

第4号様式	説明会開催状況報告書	第4条
第5号様式	墓地等経営許可申請書	第6条
第6号様式	協議内容等報告書	第6条
第7号様式	墓地等経営許可(不許可)決定通知書	第6条
第8号様式	墓地等経営変更(廃止)許可申請書	第10条
第9号様式	墓地等経営変更(廃止)許可(不許可)決定 通知書	第10条
第10号様式	墓地等申請事項変更届	第12条
第11号様式	墓地(火葬場)新設(変更・廃止)届	第13条
第12号様式	墓地等工事着手届	第14条
第13号様式	墓地等工事完了届	第15条
第14号様式	工事完了検査済証	第15条
第15号様式	墓地等経営(変更)許可取消通知書	第16条